AIネットワーク社会推進会議 AIガバナンス検討会 2018年12月10日

データポータビリティと AIネットワーク社会

生貝直人 博士(社会情報学) 東洋大学経済学部総合政策学科 准教授

GDPR20条のデータポータビリティ

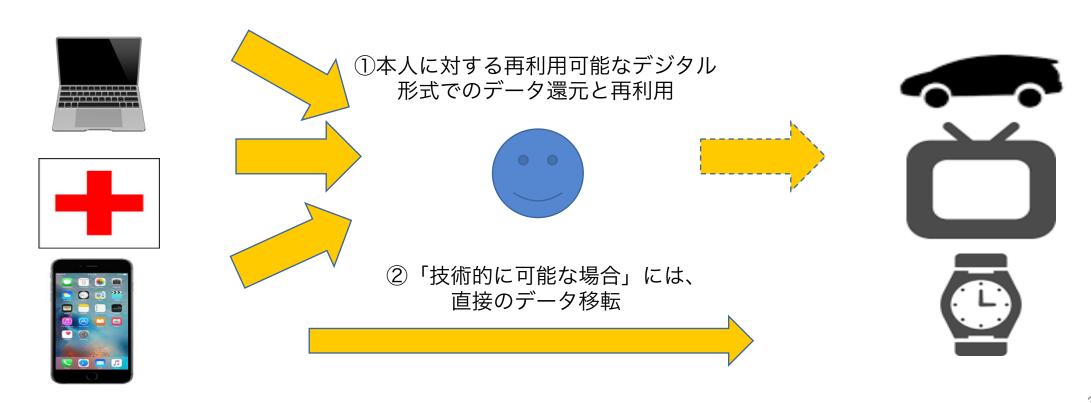
データ主体が自らデータ管理者に提供した個人データを、①再利用しやすいフォーマットで取り戻すと共に、②技術的に可能な場合には他の管理者に直接移転させる権利。

GDPR20条:データポータビリティの権利(The Right to Data Portability)

- 1. データ主体は、以下の場合には、データ主体が管理者に提供した、データ主体に関わる個人データを、<u>構造化された、</u> 一般的に用いられる機械可読なフォーマットで受け取る権利を有すると共に、それらのデータを<u>妨害されることなく、</u> 当該個人データが提供された管理者から、他の管理者に移転する権利を有する。
 - (a)第6条第1項(a)もしくは第9条第2項(a)に従った同意、あるいは第6条第1項(b)に従った契約に基づき、当該処理が行われており、かつ、
 - (b) 当該処理が自動的な方法によって実行されている場合。
- 2. 第1項に従って彼または彼女がデータポータビリティの権利を行使するにあたり、<u>技術的に可能な場合には(where</u> <u>technically feasible)、データ主体は当該個人データをある管理者から別の管理者に、直接的に移転する権利</u>を有する。
- 3. 本条第1項に規定される権利の行使は、第17条(※訳注:消去される権利および忘れられる権利)に影響を与えない。 同権利は、公共の利益や、当該管理者に委ねられた公的権限の行使に関わる任務の遂行に不可欠な処理には、適用されないものとする。
- 4. 第1項に規定される権利は、他者の権利や自由に対して悪影響を与えてはならない。
- ※前文68:自身に関わる個人データを移転・取得するデータ主体の権利は、管理者に対する、技術的に互換性のある (compatible) システムの導入・維持の義務を創設するものではない。

GDPRデータポータビリティのイメージ

• 様々なプラットフォームに分散的に蓄積された個人データを、①本人に再利用しやすい形で還元して新たなサービスで活用したり、②技術的に可能な場合には他のサービスに直接移転することを可能とする。



GDPRデータポータビリティ権の主な論点

(EUデータ保護29条作業部会ガイダンスより)

- ポータビリティ権の対象となる「自ら提供した個人データ」
 - ①フォーム等で自ら入力したデータはもちろん含む
 - ②観測された (observed) データも含む
 - 「個人の検索履歴、トラフィック情報や位置情報などの他、フィットネス・健康計測機器によって計測された心拍数などの生データも含まれうる」
 - ③派生 (derivative) ・推測 (inferred) データは含まない
 - 「アルゴリズムでの解析結果や与信評価、健康評価」等

• データ形式

- 「特定の産業や文脈で共通に用いられるフォーマットが存在しない場合、データ管理者は個人データを可能な最高水準粒度のメタデータと共に、共通に用いられるオープンフォーマット(XML, JSON, CSV…)で提供すべき」
- 「GDPRが目指すのは互換性(compatible)ではなく相互運用性(interoperability)」
 - 「WP29 は、産業界関係者と事業者団体とがデータポータビリティの権利の要件を遵守するために、協力して、統一した相互運用基準及び形式の策定に取り組むことを強く促す。」

GDPRデータポータビリティの効果

(EUデータ保護29条作業部会ガイダンスより)

- 「(…) データポータビリティの権利により、消費者の「囲い込み」防止による消費者への権限付与に加え、イノベーション創出の機会及びデータ主体によるコントロール下におけるデータ管理者間での安全かつ安心な個人データ共有の機会の促進も見込まれる(7)。データポータビリティは、組織間でのユーザーによりコントロールおよび制限された個人データの共有を促進し、ひいては、サービス及びユーザー体験の向上の促進も可能となる(8)。データポータビリティでは、ユーザーが関心のある様々なサービス間で、ユーザーに関する個人データの移行及び再利用を促進しうる。」
 - (7)例えば、英国のMiData、フランスのFINGによるMesInfos/SelfDataなど、欧州におけるいくつかの試験的な適用を参照。
 - (8)<u>いわゆる自己定量化(quantified self)及びIoT産業は、個人の生活について異なる観点から得た健康状態、活動、カロリー</u> 摂取量などの個人データを関連付け、個人の生活のより完全な全体像を1つのファイルにまとめることの利益(及びリスク) <u>を示している。</u>
- 「データポータビリティの権利は新しい権利であるものの、他の種類のポータビリティは、<u>他の法</u> <u>分野</u>(例えば、契約終了時の文脈、通信サービスのローミングや各種サービスに対する越境アクセス) で既に存在しているか又は現在検討されている。<u>異なるタイプのポータビリティについて</u>、類似性 については注意して扱われる必要があるが、<u>組合せた方法で提供されれば、異なるタイプのポータ</u> <u>ビリティの間で何らかの相乗効果や、個人の利益すら生じるかもしれない</u>。」

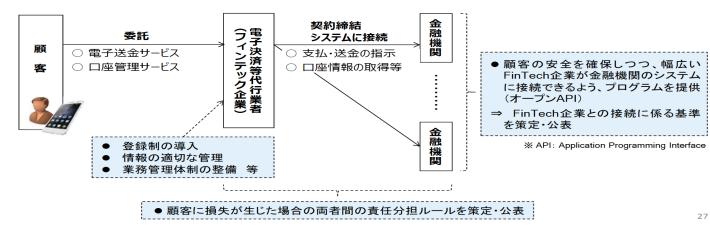
GDPR以外のデータポータビリティ① 「改正決済サービス指令(PSD2、2015/2366)」

- 2015年成立の同改正指令により、銀行等の口座サービス提供者に対して、セキュリティ等の一定要件を満たす中間事業者(PISP=決済指図/AISP=アカウント情報サービスプロバイダ)へのAPI接続提供を事実上義務付け
 - 口座サービス提供者はGDPRポータビリティと両方に対応する必要
 - 平成29年銀行法改正により、日本でも類似した枠組みが導入

欧州銀行連盟のGDPRポータビリティGLへの意見

銀行業界はすでにPSD2に規定されるポータビリティ義務と支払口座指令(PAD)に含まれる移動性の原則に拘束されているため、EBFは、既存の要件、特定の法律および特定のデータの性質、特にデータが不正に使用されたり不確実に処理された場合に起こりうる予測不可能な否定的な結果を考慮した、一貫性のあるアプローチを歓迎する。他の決済サービスプロバイダーへのデータポータビリティは、業界がPSD2のために実施している仕組みと、規制されている第三者への口座情報の開示によって達成される。

データポータビリティのこの制限は、GDPRの第23.1(J) 項で維持することができる。GDPR第20条は、「データ主体の保護または他人の権利と自由のために必要な場合」に適用されない場合がある。



金融庁改正銀行法解説資料より(2017年2月)

GDPR以外のデータポータビリティ② 「デジタルコンテンツ供給契約の一定側面指令」案(2015年12月)

- デジタルコンテンツサービス(クラウドストレージやSNS等を含む)提供 者と消費者の間での契約を規律
 - デジタルコンテンツ:映像・音声・アプリ・ゲーム等のソフトのほか、消費者による データ作成・処理・保存、共有・相互作用を可能とする役務(2条1項)
 - 例として「ダウンロード・ストリーミング形式の動画、クラウドストレージ、ソーシャルメディア、3Dプリンティングのためのビジュアルモデリングファイル」等
- 対象:デジタルコンテンツサービスに対し、消費者が金銭か、個人データ 等のデータにより能動的に対価(反対給付)を払う契約(3条1項)
 - ただし完全に無償な場合や、当該データが当該事業者によるコンテンツ供給以外の目的で利用されない場合には対象とされない
- デジタルコンテンツサービスに瑕疵があった場合の救済や長期契約解消権 等を規定

GDPR以外のデータポータビリティ② 「デジタルコンテンツ供給契約の一定側面指令」案(議会修正版)

議会修正版(2017/12)13a条:Obligations of the trader in the event of termination

- 4項:取引者は、消費者からの要請に応じて、取引者によって提供されるデジタルコンテンツまたはデジタルサービスを使用する際に消費者によって提供または作成されたコンテンツを、個人データを構成しない範囲で、消費者に提供しなければならない。
- 消費者は、合理的な時間で、<u>一般的に使用される、機械可読なデータ形式で</u>、重大な不便を伴うことなく、無料でコンテンツを取得する権利がある。
- そのようなユーザー生成コンテンツを利用可能にする義務は、ユーザー生成コンテンツが次の場合には適用されない;
 - (a)取引者によって提供されるデジタルコンテンツまたはデジタルサービスのコンテキスト外では実用性がないため、不均衡かつ不合理な努力なしに利用可能にすることができない;
 - (b) 取引者が提供するデジタルコンテンツまたはデジタルサービスを使用する際の消費者の活動にのみ関連するため、不公平かつ不合理な努力なしには利用できない。または;
 - (c) 取引者によって他のデータと統合されており、分離することはできないか、不均衡な努力によっての み行うことができる;

GDPR以外のデータポータビリティ③(PtoB) 「非個人データのEU域内自由流通枠組規則(2018/1807)」

- GDPRの対象とならない「非個人データ」の域内自由流通を促すため、2018年11月成立
- 加盟国のデータローカライゼーション規制抑止と、クラウド等情報処理サービス提供者間で ユーザー企業が自らのデータを移植可能としスイッチングを促す規定を置く
 - 2017年の原案提出直後から、欧州委主導のCloud stakeholder working groupにおいてポータビリティを実現するための行動規範策定が進められる

本規則の適用対象となる「データ」の定義(第3条第1項):

「EU一般データ保護規則第4条第1項に定義される個人データ以外のデータ」

Porting of data (6条)

- ➤ 1. The Commission shall encourage and facilitate the development of self-regulatory codes of conduct at Union level ('codes of conduct'), in order to contribute to a competitive data economy, based on the principles of transparency and interoperability and taking due account of open standards, covering, inter alia, the following aspects:
 - ➤ (a) best practices for facilitating the switching of service providers and the porting of data in a structured, commonly used and machine-readable format including open standard formats where required or requested by the service provider receiving the data;
- ➤ 2. The Commission shall ensure that the codes of conduct are developed in close cooperation with all relevant stakeholders, including associations of SMEs and start-ups, users and cloud service providers.
- ➤ 3. The Commission shall encourage service providers to complete the development of the codes of conduct by 29 November 2019 and to effectively implement them by 29 May 2020.

GDPR以外のデータポータビリティ④(PtoB) 「オンライン媒介サービスのビジネスユーザーのための公正性と透明性規則」案 (2018年4月)

- オンライン媒介サービス(online intermediation services)を利用する中小企業等ビジネス ユーザーのための、公正で透明性のある予見可能なビジネス環境を確保することが目的
- 2018年12月7日に採択された欧州議会修正提案において、ビジネスユーザーによる媒介サービス保有データへのアクセス条件を定めた7条の中で、レーティング・レビューデータに対するアクセス確保を規定する条項が提案される

Access to data (7条)

➤ 2a. Business users shall have the right to receive anonymised ratings and reviews or any other anonymised and aggregated data related to their ratings and reviews on the online intermediation service, regardless of whether they have provided such data to the provider of online intermediation services themselves, in a structured, commonly used and machine-readable format.

※(前文20b) Business users should be able to receive anonymised information regarding their online reputation, meaning ratings and reviews accumulated with one provider of online intermediation services, with the view to enabling business users to get a clearer understanding of their brand value and to enable them to improve their performance on the online platform. Tools should be provided for developing business users' understanding of their reputation and would be the first step to enable greater competition between business users, giving access to a wider and more informed choice to consumers.

「GDPR以外」のデータポータビリティ⑤ コネクテッドカー



POLICY NEWS CAMPAIGNS & PROJECTS ABOUT US EVENTS Q MEMBERS AREA

MY CAR MY DATA: EU DATA PROTECTION RULES MEAN DRIVERS CONTROL WHO ACCESSES THEIR CAR DATA





LATEST NEWS



GDPRはデータのポータビリティを保護し、市民がサービスプロバイダを変更することができる。この原則は車のデータにも適用されるため、車のデータにアクセスする人とその目的についての選択が提供される必要がある。 ただし、レイテンシやフォーマットに関する明確なルールがないと、現実的には、遅延や読み取り不能なデータのために、サードパーティのサービスプロバイダが自動車メーカーと同等のサービスを提供する障害となり得る。



PARLIAMENT CALLS FOR EU REGULATION FOR ACCESS TO CAR DATA

(世界自動車連盟 欧州・中東・アフリカ地域2018年2月20日リリース翻訳)

<u>2018年2月20日、欧州議会運輸委員会の欧州議会議員達は、欧州委員会がコネクテッドカーのデータに関する拘束力のある法律を作成することに</u> <u>圧倒的な賛成票を投じた。欧州議会運輸委員会の勧告は、欧州委員会に対し、今年末までに自動車データへのアクセスに関する規制提案を提出する</u> よう具体的に要請する。

世界自動車連盟の欧州・中東・アフリカ地域事務局長であるLaurianne Kridは、次のように述べた。「欧州議会からの行動要請を歓迎します。今こそ、委員会が様々なサービスプロバイダーがコネクテッドカーにサービスを提供するために公平に競争できるようにする拘束力のある規則を構築する時です。<u>これらのルールは、消費者に厳格なデータ保護とセキュリティを提供しながら、サービスプロバイダの自由な選択を確保できるようにす</u>る必要があります」。

車がよりコネクテッドになるに従い、リアルタイムで車両と遠隔接続する必要性はますます高まっている。<u>このような接続性を実現するためには、独立サービスプロバイダが自動車メーカーを平等な競争条件に置く、安全で、消費者に優しい、競争的アプローチを確保する規則や規制が不可欠となる</u>。

この決定は、協調的インテリジェントトランスポートシステムと車両データへのアクセスに関する欧州戦略草案の一部として行われた。この報告書は議会総会に送られ、今後数ヵ月以内の投票が予定されている。

GDPR以外のデータポータビリティ⑥ 各国レベル

- 英国:2013年企業規制改革法
 - 政府が「エネルギー、モバイル、金融、小売」の4分野につき、消費者の求めに応じて特定の形式 で取引データを提供する義務を課す権限を設けている。産業界の自主的施策が進まない場合には、 同法を実際に施行する意思を示す
- フランス:デジタル共和国法(Loi pour une République numérique、2016年10月)
 - 48条において、消費法典を改正する形で、一定規模以上のデジタルサービスプロバイダに対し、 サービスの乗り換えを容易にするための「データの回収とポータビリティ(Portabilité et récupération des données)」への対応を義務付ける(2018年5月25日施行)
 - 対象データは「<u>消費者がアップロードした全てのファイル</u>」に加え、その他のデータについてもプロバイダ間の競争状況などを考慮し、政令等で詳細を定めるものとする

デジタル共和国法2015年9月パブリックコメント時のフランス政府解説:

「この新しい権利は、消費者が彼らのデータ(e-mail、写真、コンタクトリスト等)をデジタルサービスプロバイダーから回収し、他のプロバイダーに移転することを認める。データを失うことへの危惧や手動での回収の煩雑さは、そのサービスに満足していなかったとしても、管理者を変更する消費者の意思をくじくことになる。将来的には、この権利はそうした障壁を取り払い、市場の機能を向上させ、(個人あるいはプロフェッショナルの)ユーザーに対し、デジタル環境における強化されたモビリティを提供することになる。この規定が最終的に採択されれば、現在審議が進む個人データ保護についてのEU規制と協調して機能することになる。」「適用例:ユーザーはプロバイダを変更しようとするとき、オンライン放送サイトで頻繁に聴いている曲のリストを回収することができる。」

参考:デジタル共和国法48条に基づくフランス消費法典 新224-42条 Sous-section 4: Récupération et portabilité des données

●第L224-42-1条

消費者は、あらゆる状況において、そのすべてのデータを回収(récupération)する権利を有する。

●第L224-42-2条

この回収は、個人の性質を有するデータについてはGDPR第20条に定められた条件に従って、そしてその他のデータに関しては本サブセクションに従って行使される。

●第L224-42-3条

商業・産業上の秘密および知的財産権を保護する規定を損なうことなく、オンライン公衆通信サービスプロバイダ(fournisseur d'un service de communication au public)は、消費者に対して、以下の回収を可能とする機能を無料で提供するものとする:

- 1.消費者によってオンラインに置かれた全てのファイル
- 2.消費者のユーザーアカウントの使用に起因する全てのデータ、およびそれによりオンラインに置かれたデータ(consultables en ligne par celui-ci)の全て。<u>ただし、当該プロバイダが大幅に強化(enrichissement significatif)したものを除く</u>。これらのデータは、オープンスタンダードで回収され、再利用可能であり、自動化された処理システムによって容易に利用可能なものとする。
- 3.消費者のユーザーアカウントに関連付けられた、次の条件を満たすその他のデータ:
 - a)サービスプロバイダの変更を容易にする、あるいは他のサービスへのアクセスを提供するデータ。
 - b) データの特定に際しては、関係するサービスの経済的重要性、プロバイダー間の競争の激しさ、消費者にとっての有用性、当該サービスの使用に関わる頻度および経済的影響が考慮される。

最初のパラグラフで提供される機能は、消費者が単一の要求によって、関連するすべてのファイルまたはデータを回収することを可能にする。プロバイダは、 プログラミングインタフェースとプロバイダの変更に必要な情報の伝達に関して、この目的のために必要な全ての措置を講じなければならない。

消費者から収集されたデータがオープンかつ容易に再利用可能な標準で回収することができない場合、オンライン公衆通信サービスプロバイダは、消費者に 明確かつ透明な方法で通知する。必要な場合には、このデータを取得するための代替方法を通知し、回収ファイル形式の技術的特性を、特にオープンで相互運 用可能な特性で指定しなければならない。

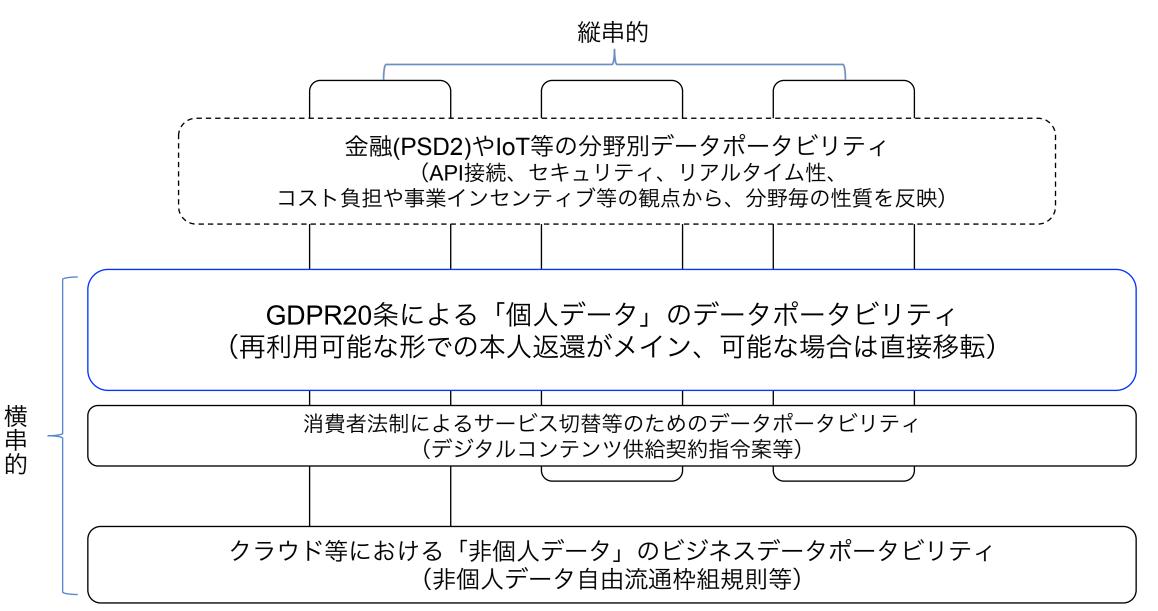
政令(décret)は、関連するデータを2項の要件の下で拒絶することを正当化できないほど重要でないとみなされる種類の強化のリストを作成する。紛争が生じた場合、主張されている強化の重要性の証拠を提出することはプロフェッショナル側の責任とする。

第3項において言及されるデータは行政規則(réglementaire)により特定される。

●第L224-42-4条

本サブセクションは、過去6ヶ月間に接続されたユーザーアカウントの数が政令(décret)で定める閾値を下回るオンライン公衆通信サービスのプロバイダーには適用されない。

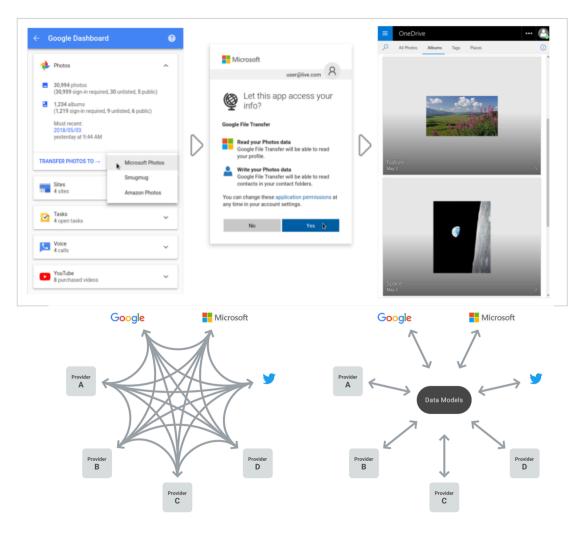
EUデータポータビリティ法制の全体像イメージ

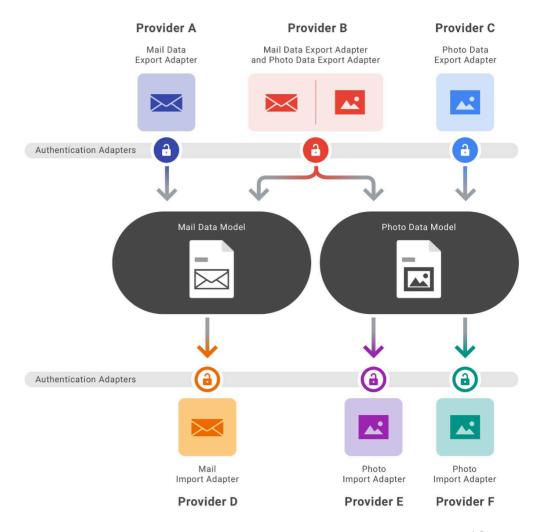


Data Transfer Project (DTP)

- 2018年7月20日、Google、Facebook、Microsoft、Twitterの4社が、サービス間の直接 データ移転を可能とするDTPを発表
 - 「データ転送プロジェクト(DTP)は、データポータビリティをサービスプロバイダからデータのコピーをダウンロードするだけでなく、消費者が参加するプロバイダの内外に<u>直接データを転送できるように拡張</u>します。DTPは、<u>できるだけ多くのプロバイダの参加を促すオープンソースの取り組み</u>です。 DTPは、サービスプロバイダーとユーザーの両方のインフラストラクチャーの負担を軽減することで、データポータビリティのエコシステムを強化し、ポータビリティを提供するサービスの数を増やす必要があります。 DTPのプロトコルと方法論は、合理化されたエンジニアリング作業によるサービス間の直接的なデータ転送を可能にします。」
 - 「相互主義(reciprocity):ポータビリティはユーザーにより多くの選択肢と柔軟性を提供しますが、ユーザーの利益に反するインセンティブを防ぐことが重要です。データを別のサービスに移転するユーザーの決定により、透明性やデータの制御が失われてはなりません。個人は自ら選択すれば、プロバイダーにインポートされたデータを同様に選択してエクスポートできることが保証されるべきです。最終的に、ユーザーはデータをどこに格納するかについて情報に基づいた選択を行うことができるべきです。私たちは、ポータビリティの透明性を実現することで、相互的なデータポータビリティにコミットするプロバイダーがそうでないものよりも好まれることにつながると考えています。」

Data Transfer Project (DTP)





16

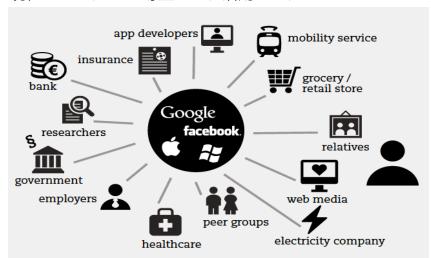
データポータビリティの意味

- 競争政策的側面
 - Competition "in the market" ∠ Competition "for the market"
 - 「スタートアップや小規模企業たちは、デジタルジャイアンツに支配されたデータ市場にアクセスし、プライバシー親和的なソリューションによってより多くの消費者を惹きつけることができるようになる。」European Commission Fact Sheet Questions and Answers Data protection reform (2015/12)
 - 類似サービス間の競争と補完・関連サービス市場の競争
- 個人等のデータ利用権としての側面
 - データ利用権(データオーナーシップ)はBtoBの関係として論じられることが多いが(経産省データ利用契約GL等)、GDPR等個人のデータポータビリティ権は、データ利用権設定問題のBtoC関係への応用とも言うことができる
 - 結局は、誰にそのデータを利用権を設定すれば、最もデータエコノミーが豊かに発展するのか、という最適アロケーションの問題
 - データポータビリティによりせめて本人「も」利用可能とすることによるパレート改善

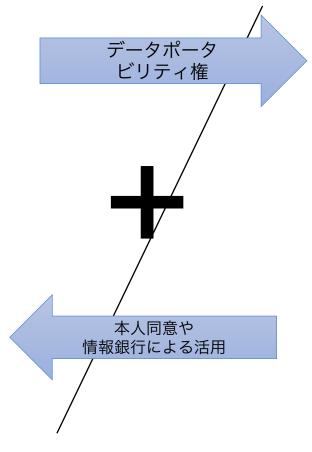
2つのデータ活用パラダイムの相互関係

- データポータビリティは、巨大プラットフォームを中心に行われる現在のプラットフォーム主導型データ活用パラダイムに加え、本人主導型の新たなデータ活用をプラスサムで生み出しうる
- □ 分野やデータの性質、消費者の選好などにより、いずれのパラダイムが適しているかは異なる。AIネットワーク社会の基盤として質の高いデータが安全に最大限活用可能となるよう、2つのパラダイムが相互作用しながら成長していくための制度設計を目指すべきである

現在のデータPF主導型データ活用パラダイム

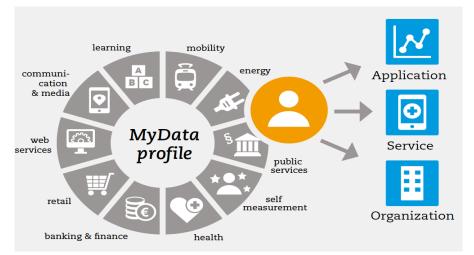


従来のオプトアウト型第三者提供や、匿名加工 情報等のデータを利用すれば十分に実現可能で あり、かつ消費者が自己管理を重視しないデー タのサービス領域



第三者提供や共同利用での活用が困難であったり、長期に名寄せされた質の高い実名のディープデータが価値を持つ領域や、消費者が自己管理を重視するデータ領域

データポータビリティが生み出す 本人主導型データ活用パラダイム

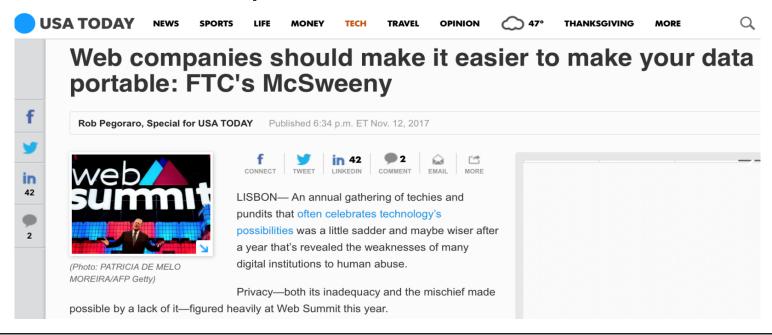


☑ : Antti Poikola, Kai Kuikkaniemi, Harri Honko "MyData: A Nordic Model for human-centered personal data management and processing", 2015, CC-BY 4.0.

AIと個人データの二つの関係性

- ・①AIの学習用データとしての個人データ(AIに喰われる個人)
 - 現在主として議論されているのはこちらの側面
 - 利用可能な学習用データの総量、データの偏り等々
- ②AIに認識される存在としての個人データ(AIと対話する個人)
 - AIは個人をデータの集積としてしか認識しない=データとしての自己
 - 「プロファイリング」による個人向けサービス(医療・健康、金融・ 与信等)も、個人が十分な自己のデータを提供できることが前提
 - データポータビリティによる「プラットフォーム」からの個人データ 回収・移転なくしては、個人は特定プラットフォーム(が許容する) AIからしか便益を受けることができない
 - → 「本人中心型」AIネットワーク化の不可欠な要素

データポータビリティは、AIネットワーク社会の 囚われの聴衆(Captive Audience)を解放できるか?



During a brief interview at Washington National Airport Friday, McSweeny, who was appointed to the FTC by President Obama, voiced her hope for "a serious conversation on privacy." She put in a request for one feature: more dataportability options to take our information out of Web services and take that business elsewhere.

"It would make it easier for us to move our data around if we weren't happy with a service, or if we weren't happy with how a service was securing our data," she told USA TODAY (...)

The GDPR will also require sites to provide the data portability McSweeny seeks—although U.S.-based sites doing business in the EU would face no requirement to extend the same courtesy to their American customers.

補論:「情報銀行」に期待する役割

- 「情報銀行」は、データポータビリティ権によって個人が様々なデータ管理者から取り戻した自己のデータを、蓄積・管理し、安全に活用可能とすることで、データポータビリティを実質化させる役割が期待される
 - データを取り戻せても、活用できない資産にオーナーシップは無い
- AIネットワーク社会における個人の社会的実体としての「情報銀行」
 - ●PDS (Personal Data Store) とは、他者保有データの 集約を含め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・ 管理するための仕組み(システム)であって、第三者へ の提供に係る制御機能(移管を含む)を有するもの
 - ●情報銀行(情報利用信用銀行)とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者(他の事業者)に提供する事業。(データの提供・活用に関する便益は、データ受領事業者から直接的又は間接的に本人に還元される。)

